

○東北大学学友会細則

改正 平成10年7月15日

平成13年6月12日

平成14年7月1日

平成15年6月25日

平成16年7月28日

平成17年7月14日

平成18年7月27日

平成19年7月26日

平成22年6月15日学友会全学協議会承認

平成23年8月4日学友会全学協議会承認

平成24年9月11日学友会全学協議会承認

平成25年7月24日学友会全学協議会承認

平成27年7月31日学友会全学協議会承認

平成28年7月13日学友会全学協議会承認

令和2年11月12日学友会全学協議会承認

令和3年8月25日学友会全学協議会承認

(趣旨)

第1条 この細則は、東北大学学友会会則（以下「会則」という。）第17条の規定に基づき、学友会各部の組織及び運営について必要な事項を定める。

(総務部)

第2条 総務部に、次の役員を置く。

総務部長1名、理事若干名、職員委員若干名、学生委員（各部の委員を除く。）若干名、幹事若干名

第3条 各部の事業実施については、予め総務部長を経て会長の承認を受けるものとする。

第4条 総務部は、各部（総務部を除く。）に対し、事業の現況報告を求めることができる。

第5条 総務部に、部内の重要事項を審議し、議決する機関として総務部役員会を置く。

2 総務部役員会は、総務部長、理事及び幹事をもって構成する。

(文化部)

第6条 文化部に、次の部を置く。

男声合唱部、混声合唱部、交響楽部、美術部、映画部、演劇部、写真部、茶道部、能楽部、邦楽部、放送研究部、アマチュア無線部、落語研究部、E.S.S部、囲碁部、奇術部、軽音楽部、マンドリン楽部、化学部、オーディオ研究部、吹奏楽部、将棋部、書道部、生活部、アカペラコーラス部

2 前項の各部は、必要に応じて班に分けることができる。

3 第1項に定めるもののほか、文化部に、第19条に定める準加盟団体及び第20条に定める登録団体を置く。

第7条 文化部に、次の役員を置く。

文化部長1名、文化部副部長若干名、各部部長、各部副部長若干名、理事若干名、幹事若干名、学生委員3名

2 前項の役員のうち、文化部副部長、各部部長、各部副部長、理事及び幹事の選任については、次の各号によるものとする。

(1) 文化部副部長は、本学に常時勤務する教授又は准教授（外部資金による時限的なプロジェクトにおける教育若しくは研究又は部局等における特定の時限的な教育若しくは研究に従事する者を除く。）をもって充て、文化部長の推薦に基づき、会長が委嘱する。

(2) 各部の部長は、本学に常時勤務する教授、准教授、講師又は助教（外部資金による時限的なプロジェクトにおける教育若しくは研究又は部局等における特定の時限的な教育若しくは研究に従事する者を除く。）をもって充て、各部部員の推薦に基づき、会長が委嘱する。

(3) 各部の副部長は、本学に常時勤務する教授、准教授、講師又は助教（外部資金による時限的なプロジェクトにおける教育若しくは研究又は部局等における特定の時限的な教育若しくは研究に従事する者を除く。）をもって充て、各部部員の推薦に基づき、会長が委嘱する。

(4) 理事及び幹事は、教育・学生支援部職員をもって充てる。

第8条 文化部内各部に、それぞれ委員若干名を置き、班を置いた場合には、委員のうちから班主任1名を選出する。

第9条 文化部に、部内の重要事項を審議し、議決する機関として文化部役員会を置く。

2 文化部役員会は、第7条第1項に掲げる役員に、前条に定める委員のうちから各部1名の代表委員を加えて構成する。

第10条 文化部内各部には、部長の推薦により、師匠、師範等の指導者（以下、指導者という。）を置くことができる。

2 前項の指導者は、会長が委嘱する。

(体育部)

第11条 体育部に、次の部を置く。

陸上競技部、硬式野球部、準硬式野球部、硬式庭球部、軟式庭球部、ラグビー部、バレーボール部、蹴球部、バスケットボール部、卓球部、山岳部、水泳部、漕艇部、ヨット部、スケート部、乗馬部、バドミントン部、柔道部、スキー部、ハンドボール部、航空部、剣道部、弓道部、空手道部、自動車部、ワンダーフォーゲル部、ゴルフ部、合気道部、フェンシング部、応援団、サイクリング部、ボディビル部、少林寺拳法部、体操部、アメリカン・フットボール部、オリエンテーリング部、競技舞踏部、アーチェリー部、トライアスロン部、ラクロス部、レーシングカート部、相撲部、ソフトボール部、中国武術部、防具空手道部、人力飛行部、フットサル部、軟式野球部、水球部

2 前項の各部は、必要に応じて班に分けることができる。

3 第1項に定めるもののほか、体育部に、第19条に定める準加盟団体及び第20条に定める登録団体を置く。

第12条 体育部に、次の役員を置く。

体育部長1名、体育部副部長若干名、各部部長、各部副部長若干名、理事若干名、幹事若干名、学生委員3名

2 前項の役員のうち、体育部副部長、各部部長、各部副部長、理事及び幹事の選任については、次の各号によるものとする。

(1) 体育部副部長は、本学に常時勤務する教授又は准教授（外部資金による時限的なプロジェクトにおける教育若しくは研究又は部局等における特定の時限的な教育若しくは研究に従事する者を除く。）をもって充て、体育部長の推薦に基づき、会長が委嘱する。

(2) 各部の部長は、本学に常時勤務する教授、准教授、講師又は助教（外部資金による時限的なプロジェクトにおける教育若しくは研究又は部局等における特定の時限的な教育若しくは研究に従事する者を除く。）をもって充て、各部部員の推薦に基づき、会長が委嘱する。

(3) 各部の副部長は、本学に常時勤務する教授、准教授、講師又は助教（外部資金による時限的なプロジェクトにおける教育若しくは研究又は部局等における特定の時限的な教育若しくは研究に従事する者を除く。）をもって充て、各部部員の推薦に基づき、会長が委嘱する。

(4) 理事及び幹事は、教育・学生支援部職員をもって充てる。

第13条 体育部内各部に、それぞれ委員若干名を置き、班を置いた場合には、委員のうちから班主任1名を選出する。

第14条 体育部に、部内の重要事項について審議し、議決する機関として体育部役員会を置く。

2 体育部役員会は、第12条第1項に掲げる役員に、前条に定める委員のうちから各部1名の代表委員を加えて構成する。

第15条 体育部内各部には、部長の推薦により、監督、コーチ等の指導者（以下、指導者という。）を置くことができる。

2 前項の指導者は、会長が委嘱する。

（連絡会議）

第16条 文化部及び体育部は、相互に連携し、学友会活動の一層の充実・発展に資するため、連絡会議を置く。

2 連絡会議の組織及び運営については、文化部及び体育部の協議により定める。

（報道部）

第17条 報道部に、次の役員を置く。

報道部長1名、理事若干名、幹事若干名、学生委員3名

2 前項の理事及び幹事は、教育・学生支援部職員をもって充てる。

第18条 報道部に、部内の重要事項について審議し、議決する機関として報道部役員会を置く。

2 報道部役員会は、前条第1項に掲げる役員をもって構成する。

（準加盟団体）

第19条 学生団体、集会、掲示、印刷物配布等の内規（以下「内規」という。）に定める届け出を行って登録の更新を受理された団体（会則第5条に定める部並びに第7条第1項、第11条第1項に定める部及び次条に定める登録団体を除く。）は、準加盟団体とし、届け出に記載された目的、活動内容により、文化部又は体育部のいずれかに所属するものとする。

2 準加盟団体の顧問教員は、各団体の団体員からの推薦に基づき、本学に常時勤務する教授、准教授、講師又は助教（外部資金による時限的なプロジェクトにおける教育若しくは研究又は部局等における特定の時限的な教育若しくは研究に従事する者を除く。）のうちから、会長が委嘱する。

（登録団体）

第20条 内規に定める申請を行って登録を許可された団体（会則第5条に定める部並びに第6条第1項、第11条第1項に定める部及び前条に定める準加盟団体を除く。）は、登録団体とし、申請書に記載された目的、活動内容により、文化部又は体育部のいずれかに所属するものとする。

2 前項の登録団体は、登録の更新を継続して3年間受けた場合は、前条に定める準加盟団体への登録を申請することができる。

3 登録団体の顧問教員は、各団体の団体員からの推薦に基づき、本学に常時勤務する教授、准教授、講師又は助教の（外部資金による時限的なプロジェクトにおける教育若しくは研究又は部局等における特定の時限的な教育若しくは研究に従事する者を除く。）うちから、会長が委嘱する。

附 則

この細則は、平成10年7月15日から施行する。

附 則

この細則は、平成13年6月12日から施行し、改正後の東北大学学友会細則の規定は、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成14年7月1日から施行し、改正後の東北大学学友会細則の規定は、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成15年6月25日から施行し、改正後の東北大学学友会細則の規定は、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成16年7月28日から施行する。

附 則

この細則は、平成17年7月14日から施行する。

附 則（平成18年7月27日改正）

この細則は、平成18年7月27日から施行する。

附 則（平成19年7月26日改正）

この細則は、平成19年7月26日から施行する。

附 則（平成22年6月15日改正）

この細則は、平成22年6月15日から施行する。

附 則（平成23年8月4日改正）

この細則は、平成23年8月4日から施行する。

附 則（平成24年9月11日改正）

この細則は、平成24年9月11日から施行し、改正後の第11条第1項の規定は、平成24年7月26日から適用する。

附 則 (平成25年7月24日改正)

この細則は、平成25年7月24日から施行する。

附 則 (平成27年7月31日改正)

この細則は、平成27年7月31日から施行する。

附 則 (平成28年7月13日改正)

この細則は、平成28年7月13日から施行する。

附 則 (令和2年11月12日改正)

この細則は、令和2年11月12日から施行する。

附 則 (令和3年8月25日改正)

この細則は、令和3年8月25日から施行する。